

知 事 意 見

令和2年10月9日

（仮称）真庭太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について、関係市長の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に反映させるとともに、事業計画の決定に当たっては、当該事業に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減するなど環境保全上必要な措置について特段の配慮を願いたい。

記

1 総論

(1) 事業計画について

ア 事業実施想定区域内及びその周辺には「岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」で規定する設置禁止区域（砂防指定地等）及び設置に適さない区域（土砂災害警戒区域）が存在し、その他土石流危険渓流も存在することから、土地の改変（樹木の伐採等を含む。以下同様。）を行う区域の検討に当たっては、可能な限りこれらの区域を除外する計画とすること。

イ 事業実施想定区域B区は、ほとんどが山林であり、斜面の傾斜の状況等を考慮すると、太陽電池等の設備を設置するためには、大規模な土地の改変が必要であることは明らかである。

今後の事業計画の検討に当たっては、設備をなるべく多く設置するという考えでなく、真に事業に必要な設備に限り、土地の改変を極力避けることが可能な配置を検討するなど、環境影響を回避又は低減する事業計画とするよう努めること。

(2) 調査、予測及び評価の手法について

計画段階配慮事項として工事の実施による影響は選定されていないが、方法書以降の手続においては、配慮書での選定の有無にかかわらず、影響を受けるおそれがある項目はもれなく選定し、調査等の対象とすること。

なお、方法書の手続までに配置等が決定しない場合、最も環境影響が大きくなると想定される配置等により項目を選定すること。

また、これらの決定に係る知見の収集・利用の結果や具体的な環境保全の配慮に係る検討内容及びその結果などについては方法書において明らかにすること。

(3) 住民理解について

「真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に基づく地域住民等への説明に当たっては、事業計画に関する情報の積極的な提供などにより、住民等の理解が得られるよう努めること。

また、方法書の作成に当たっては、住民意見に配慮するとともに、事業概要、事業の必要性及び予測条件の設定根拠などについて、丁寧かつ分かりやすい表現とした縦覧図書とすること。

2 各論

(1) 騒音・振動・反射光について

事業実施想定区域の周辺には複数の住居が存在することから、騒音、振動及び反射光に係る環境影響を考慮し、太陽電池等の設備や残置森林の配置を十分に検討するなど、生活環境への影響を回避又は低減した計画とすること。

(2) 水の濁りについて

土地の改変等による裸地面積の増加、近年の降水量の増加及び周辺の利水状況を考慮し、降雨により発生する水の河川への流入経路や水量等について適切に予測・評価を行うとともに、想定される濁水に対して十分な容量の沈砂池等を設置するなど、水環境への影響を回避又は極力低減する計画とすること。

(3) 動物・植物について

計画地は、動植物の重要な生息・生育地域である可能性があり、その周辺には良好な自然環境が広がっていることから、ゴルフ場跡地の利用であることをもって、周辺環境への影響が小さいという予見を持たず、事業の実施による環境影響が最小となる計画とすること。

(4) 景観について

山林区域における土地の改変を可能な限り避け、既存の景観が損なわれない計画とするよう努めること。

また、周辺住民等へのヒアリングなどにより、主要な眺望点や保全すべき景観に不足がないか精査すること。

(5) 廃棄物について

方法書の作成に当たっては、工事の実施に伴う伐採木等の産業廃棄物や建設発生土の発生抑制及び供用時・廃棄時における廃棄物の低減について十分に検討し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に努めた計画とすること。

(6) 文化財について

事業実施想定区域及びその周辺には埋蔵文化財包蔵地が存在することから、土地の改変は可能な限り回避する計画とすること。